

あたごふれあい人権文化センターだより 2022年7月1日発行

発行:あたごふれあい人権文化センター

住所:〒682-0846

鳥取県倉吉市鴨河内1818-2 電話:0858-28-5440 (FAX兼) E-Mail:atago@ncn-k.net

z-Maii · atagowncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより 「心ゆたかに」に関するご意見・ご要望を

お寄せください。

7月10日から8月9日は「部落解放月間」

部落解放月間は「同和対策事業特別措置法」が施行された昭和44(1969)年7月10日を記念して、鳥取県が翌年の昭和45(1970)年に制定しました。

毎年7月10日から8月9日の期間中、県、市町村、関係機関で連携しながら一人ひとりが 人権・同和問題を正しく理解し、認識を深めていただくよう、講演会などの啓発事業を行って います。

■部落差別の現状

平成28年12月に施行された部落差別の解消の推進に関する法律では、「現在もなお部落差別が存在」するとともに、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化」していることを踏まえ、「部落差別は許されないものである」との認識が示されました。

今もなお、結婚の際に同和地区(被差別部落)(以下単に「同和地区」という。)出身であることなどを理由として反対されたり、就職においても不当な取扱いを受ける事象が起きています。

また、偏見や差別意識に基づく身元調査、特定の土地が同和地区かどうか尋ねるという事象のほか、近年ではインターネット上での差別的な書込みが問題となっています。

■同和地区出身者の暴露や同和地区名の公表は、部落差別を助長・誘発する行為であり許されません

同和地区出身であることを理由に差別することはもちろん、このような社会の状況があるなかで、本人の同意を得ずにその者が同和地区出身であることを暴露することも、重大なプライバシーの侵害であり許されません。

また、単に特定の地域が同和地区である、又は同和地区であったとの情報を公表することも、部落差別が現存するこの社会においては、部落差別を助長、誘発する行為となり許されません。

なお、法務省人権擁護局は、インターネット上の同和地区(被差別部落)に関する情報について、次のように示しています。 (裏面につづく)

差別落書きは重大な人権侵害です!

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合は、人権政策課または 最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課 TEL0858 - 22 - 8130 あたごふれあい人権文化センター TEL0858 - 28 - 5440



特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができること。特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということができること。

さらに同人権擁護局は、「〇〇地区は同和地区であった(ある)。」などと指摘する同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものであるとの方針を示しています。

■部落差別に加担せず、互いに尊重しあえる社会のために

①誤った知識を正しいと思い込み、拡散しないこと

残念ながら、特にインターネット上には、同和地区出身者に対する差別的な書込みや、部落差別は存在しないなどの誤った情報が掲載され続けています。部落差別問題について正しい知識を持たずにこれらの情報を閲覧すると「検索サイトの上位に表示されている」ことを理由に正しい知識と思い込み、同和地区出身者に対する偏見をうのみにしたり、誤った情報を安易に広げていくことで、結果的に部落差別に加担してしまう恐れがあります。



インターネット上に一度掲載された情報はすぐに広まり、のちにその書込みが削除されたとしても既に 複数のサイトに転載されていることが多く、被害の回復が相当困難になることを一人一人が自覚する必 要があります。

②正しい知識の習得に努めましょう

国や県、市町村、公的団体などが開催する人権問題についての講演会や研修会に積極的に参加し、正しい知識の習得に努めましょう。国や県、市町村、公的団体などが発行する人権問題についての啓発冊子やホームページを参考に、部落差別問題をはじめとする人権問題について理解を深めましょう。

③一人一人が主体的に考え、人権感覚を研ぎ澄ましましょう

また、部落差別問題を知識として知っていても、因習に縛られたり、自分にとって身近な人が偏見や 忌避意識を持っている場合はなんとなくそれを受け入れてしまい、正しい判断ができなくなることがあ ります。誤った情報や根拠のない思い込み、他人の偏見を安易に受け入れず、差別解消に向けて主体的 に取り組み、人権感覚を研ぎ澄まし続けましょう。(鳥取県ホームページより)

~巡回地域食堂「ばあばのランチ」がスタートします~

これは、「女性話そう会」でアンケート調査を行った時に、地域の人が集う場所があればという意見をきかっけに、地域巡回食堂『ばぁばのランチ』を始めることになりました。どなたでも参加できますので、気軽にお越し下さい。お待ちしています。

(問い合わせ先) はばたき人権文化センター TE22-0232

【日 時】 7月24日(日) 12:00~【場 所】あたごふれあい人権文化センター【参加代金】小学生以下無料

中学生・高校生 100円 大人 200円

【メニュー】特製力レーライス

※なくなり次第終了



(作品例)

7月のあたごふれあいサロン

日 時:**7**月**22**日(金)13:30~ 内 容:木工教室「小物入れ」

締め切り:7月11日(月)

場 所:あたごふれあい人権文化センター

材料代:1,000円程度

※参加ご希望の方は、下:28-5440までお電話ください。